

最高裁秘書第2983号

令和6年10月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年10月24日に答申（令和6年度（情）答申第20号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年4月26日（令和6年度（情）諮詢第2号）

答申日：令和6年10月24日（令和6年度（情）答申第20号）

件名：福岡高等裁判所における特定事件の事件簿の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

福岡高裁特定事件番号事件（以下「本件事件」という。）の事件簿（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、「事件検索結果一覧」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和6年3月7日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち、事件名、受付年月日、終局年月日、終局結果、印紙額及び関連事件は不開示情報ではないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 福岡高等裁判所は、本件開示申出について、特定の事件番号の事件簿の開示を求めるものであることから、本件事件についての事件簿（福岡高等裁判所では事件簿情報をシステムで管理しているため、本件事件について事件簿情報をシステムから出力した結果である「事件検索結果一覧」）を対象文書と特定し、そのうち、事件名、受付年月日、提起側、その他当事者、終局年月日、終局結果、印紙額及び関連事件の各欄（以下「本件不開示部分」という。）について、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号の個人識別情報に相当することから不開示とした。

2 これに対し、苦情申出人は、本件対象文書のうち、事件名、受付年月日、終局年月日、終局結果、印紙額及び関連事件の情報については不開示情報ではない旨主張する。

しかし、本件対象文書の各欄の記載は、特定の事件当事者に関する情報として、全体が個人識別情報（法5条1号）に相当するものである。このうち、事件番号、相手方である地方公共団体名及び部係欄の各記載については、公表慣行のある情報（同号ただし書イ）に該当するが、本件不開示部分については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められない。

また、部分開示（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第3の2）についてみても、事件番号は、それ自体が法5条1号の個人識別情報に相当するところ（令和5年度（最情）答申第3号参照）、本件では上記のとおり事件番号の記載を開示するため、その余の部分を開示することができない。

したがって、本件不開示部分は、これを不開示とするのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は福岡高等裁判所が保有する事件簿のうち本件事件に係る部分であり、本件不開示部分には、事件名、受付年月日、提起側当事者、その他当事者、終局年月日、終局結果、印紙額及び関

連事件に関する記載（具体的な記載がない場合を含む。）のあることが認められる。本件対象文書には、上記のとおり特定の事件に関する各種の情報が記載されているところ、当事者には特定の個人が含まれているから、全体として法5条1号に規定する個人情報に相当すると認められる。

そして、そのうち、提起側当事者欄には、特定個人の氏名という個人を識別できる情報に当たることが明らかな記載がされている。また、本件対象文書は、開示申出書に記載された特定の事件番号によって特定された事件簿であるところ、事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとができることとなる情報である（前掲答申参照）。したがって、本件対象文書に記載された個人情報が個人識別情報を含むことは明らかであり、全体として法5条1号前段の不開示情報に相当する。そして、原判断において開示された情報以外に同号ただし書イに相当する事情があるとは認められず、同号ただし書ハに相当する事情も認められない。

また、取扱要綱記第3の2に定める部分開示について検討すると、当該部分開示は、取扱要綱記第3の2の定めによれば法5条1号の情報に相当するもののうち、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる」となる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときに可能である。しかしながら、本件においては、上記のとおり、開示申出書において特定の事件番号が記載され、当該事件番号の事件に関する情報であることが開示申出人に明らかとなっているところ、事件番号はそれ自体が特定の個人を識別することができることとなる情報であるから、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除く」ことができない。そのため、取扱要綱記第3の2に定める部分開示を行うことはできない。

2 苦情申出人は、本件対象文書のうち、事件名、受付年月日、終局年月日、終局結果、印紙額及び関連事件は不開示情報ではない旨主張するが、これらの情

報が法5条1号の不開示情報に相当する理由は上記のとおりである。

3. 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕